

調達公告

公募型プロポーザル方式により事業の実施者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年2月22日

鳥取県知事 平井 伸治

1 事業の概要

(1) 事業の名称 鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業（鳥取砂丘西側エリア滞在型観光施設運営事業）

(2) 事業目的及び内容

鳥取砂丘西側エリアにおいて、来訪者に対して豊かな自然環境の中で快適な滞在時間を提供するため、鳥取市及び鳥取県の所有施設を一体的に活用し、キャンプやグランピングを中心とした民間サービスを提供する事業を実施するための事業者を募集する。

なお、詳細は、「令和4年2月22日付鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に関する公募型プロポーザル募集要項」による。

(3) 対象施設及び所在地

①鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家

鳥取市浜坂字柳茶屋 1157-115 の一部

②鳥取市柳茶屋キャンプ場

鳥取市浜坂字柳茶屋 1157-114、1157-115 の一部

③鳥取砂丘こどもの国のうちキャンプ場部分

鳥取市浜坂字柳茶屋 1157-139、1157-140

(4) 事業期間

①提案を求める事業期間は引渡日（令和4年9月1日）から10年以上20年以内とする。ただし、基本協定上の事業期間については引渡日から10年間とし、その後事業者がさらなる事業の継続を望む場合は、適切な事業運営が行われると認める場合に事業期間を更新する。

②対象施設の引き渡し後、事業者は令和5年4月1日に開業すること。

(5) 対象施設の取扱い

対象施設の土地及び建物は、事業実施期間中、鳥取市及び鳥取県が事業者は無償で貸し付ける。

(6) その他

鳥取市及び鳥取県は、共同で事業実施者の決定を行うため、両調達公告等を確認の上、応募の手続きを行うこと。

2 手続き等

(1) 本プロポーザルに関する問合せ先は次のとおり。

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71 番地

鳥取市経済観光部 観光・ジオパーク推進課

電話：0857-30-8293 ファクシミリ：0857-20-3947

電子メール：kankou@city.tottori.lg.jp

(2) 募集要項等の交付

募集要項等は、令和4年2月22日（火）から同年4月12日（火）までの間に、次に掲げるウェブサイトから入手するものとする。

<鳥取市経済観光部 観光・ジオパーク推進課ホームページ>

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1643939398161/index.html>

(3) 契約する者

鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県知事 平井 伸治

(4) 契約担当部局

鳥取県子育て・人財局 子育て王国課

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人又はその他団体（法人格の有無は問わないが、個人での参加は不可とする。以下「法人等」という。）とする。また、法人等

が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、複数の法人等により構成されるグループでの参加を可とする。

(1) 単独事業者による参加の場合

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ① サイクリングターミナル、柳茶屋キャンプ場及びこどもの国キャンプ場を効果的かつ安定的に運営することのできる法人又はその他団体（以下、「法人等」いう。）であること。（法人格の有無は問わない。また、個人での参加は不可とする。）
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 本件業務の公募開始以後のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 3 条第 1 項及び、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置をいずれも受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及びその統制下にある団体又は構成員（以下、「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること。その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員であること又は、イの（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- ⑥ 事業運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者、または今後受ける者であること。
- ⑦ 市税、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ⑧ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

(2) グループによる参加の場合

本プロポーザルに参加できるグループは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 代表となる法人等（以下、「代表事業者」という。）を定め、代表事業者はグループにおける責任割合が最大であること。
- ② 全ての構成事業者が、上記（1）の条件（⑥を除く。）を全て満たしていること。
- ③ 上記（1）の⑥を構成事業者の 1 以上の者が満たしていること。
- ④ 本プロポーザルにおいて、複数のグループの構成事業者となることはできない。また、グループに所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。
- ⑤ グループの構成事業者間における役割、経費に関する連帯責任の割合等をグループ協定で定めること。

4 スケジュール

施設の引渡しに至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

募集要項公表	令和4年2月22日（火）
現地説明会の参加申込受付期間	令和4年2月22日（火）から令和4年3月1日（火）まで
現地説明会	令和4年3月4日（金）
企画提案参加申込受付期間	令和4年2月22日（火）から令和4年3月18日（金）まで
募集要項に係る質問受付期間	令和4年2月22日（火）から令和4年3月22日（火）まで
募集要項に係る質問への回答	令和4年3月25日（金）までに随時公表
企画提案書等受付期間	令和4年3月22日（火）から令和4年4月12日（火）まで
プレゼンテーション提案審査	令和4年4月20日（水）（予定）
優先交渉事業者決定	令和4年4月下旬
基本協定及び貸付契約締結	令和4年7月中旬
施設引渡し	令和4年9月1日（木）（予定）

5 現地説明会の開催

希望する者に対して、以下のとおり現地説明会を開催する。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンライン開催となる場合がある。

(1) 開催日時・場所

日時 令和4年3月4日（金） 午後2時から

場所 サイクリングターミナル砂丘の家 1階 研修室（鳥取市浜坂 1157-115）

(2) 参加方法

参加希望者は、参加申込書を電子メール又はファクシミリで令和4年3月1日（火）までに、「2（1）」の宛先に提出すること。

6 質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問について、次のとおり受け付ける。

(1) 質問受付期限

令和4年3月22日（火）まで

(2) 提出方法等

質問書に記載の上、電子メール又はファクシミリで2（1）の宛先に提出すること。

(3) 質問への回答

令和4年3月25日（金）午後5時までに随時、2（2）のウェブサイトに掲載する。

7 企画提案参加申込書の提出

参加希望者の代表者は、以下のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年3月18日（金）午後5時まで

(2) 提出方法等

企画提案参加申込書及び公募型プロポーザル参加資格確認書に記載の上、郵送又は持参により2（1）の宛先に提出すること。

(3) 提出部数

各2部

8 企画提案書等の提出

上記7の企画提案参加申込書を提出した者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を提出すること。
なお、企画提案書の提出1者につき1案とする。

(1) 提出期限

令和4年4月12日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

郵送又は持参により2（1）の宛先に提出すること。

(3) 部数

①企画提案書（鑑） 2部（正本2部）

②参加資格審査書類 2部（正本2部）

- ③提案概要書 16部（正本2部、副本14部）
- ④事業計画提案書類 16部（正本2部、副本14部）
- ⑤施設整備計画提案書 16部（正本2部、副本14部）

(4) その他

- ・提案書の作成及び提出に要する費用は全て応募者の負担とする。
- ・提出期限後、書類の再提出又は差し替えは、原則として認めない。
- ・公平を期するため、提案書記載以外の新たな提案や図・表等はプレゼンテーション内容に含んではならない。ただし、プレゼンテーション用にパワーポイント等で別途説明資料を用意する場合は、提案書提出時にあらかじめ提出したものについて使用を認める。

9 審査会の設置及びプレゼンテーションの実施

(1) 審査会の設置

- ①企画提案の順位を決定するため、鳥取砂丘西側エリア滞在型観光施設運営事業に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- ②審査委員は7名以内で構成する。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案の内容について審査するため、以下のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、詳細な日時及び場所は参加資格要件審査結果の通知の際に併せて通知する。

①日時

令和4年4月20日（水）頃で指定する日時

②場所

鳥取市役所本庁舎会議室（鳥取県鳥取市幸町71）

③その他

1者あたりの最大持ち時間は、プレゼンテーション30分、質疑応答30分とする。また、公平を期するため、提案書記載以外の新たな提案や図・表等はプレゼンテーション内容に含んではならない。ただし、プレゼンテーション用にパワーポイント等で別途説明資料を用意する場合は提案書提出時にあらかじめ提出したものについて使用を認める。

10 評価方法及び評価項目

それぞれの審査委員が、下表の評価項目の評価の視点ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点をその提案者の得点とする。

[評価項目及び配点表]

	評価項目	評価の視点	配点	項目合計点
1	基本方針・コンセプト・サービス内容	・本事業の目的及び基本方針を踏まえ、事業者の創意工夫やノウハウを生かした魅力的な事業計画となっているか。	5点 (×2)	40点
		・3施設を有効に活用する提案内容であるか。	5点 (×2)	
		・現在の利用者、幅広い年齢層の利用に対応するサービスが展開される内容であるか。	5点 (×2)	
		・利用料金の設定は、サービス内容に照らし、妥当な料金設定となっているか。	5点 (×1)	
		・国立公園内の施設としてふさわしく、周辺の風致景観や自然環境に配慮した計画となっているか。	5点 (×1)	
2	計画の実現性	・事業を実現するために、適切かつ確実な資金調達や、財務の健全性及び安定性が確保された資金計画となっているか。	5点 (×2)	30点
		・事業内容が具体的であり、計画が実現性のあるものとなっているか。	5点 (×1)	
		・長期(10年～20年)にわたって集客が見込める内容であるか。	5点 (×1)	

		・サービス内容に照らし、十分な施設整備や管理が行われる計画であるか。	5点 (×1)	
		・納付金（固定納付金又は変動納付金など）に関する提案内容は、資金計画全体を踏まえたもので、適切かつ確実なものであるか。	5点 (×1)	
3	実施体制・業務遂行能力	・事業を確実に実施するための体制（組織編制、構成員、協力組織・責任分担など）が構築されているか。	5点 (×1)	15点
		・過去の実績や企画提案書などの内容から、安定したサービスの提供や適切な施設管理など、十分な業務遂行能力があるか。	5点 (×1)	
		・市及び県、環境省などの関係機関や、砂丘に関わる各種事業者と協力的な関係が構築できるか。	5点 (×1)	
4	地域貢献・砂丘活性化	・県内事業者の活用や地域の人材雇用等、地域経済の振興に寄与する提案であるか。	5点 (×1)	15点
		・鳥取大砂丘観光協会など、地域の関連団体と連携した事業展開が期待でき、鳥取砂丘全体の観光振興につながる提案であるか。	5点 (×1)	
		・山陰海岸ジオパークや鳥取砂丘の特徴等を理解しており、新たな魅力の創出などが期待できる提案内容であるか。	5点 (×1)	
合計			100点	100点

評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る

11 最優秀提案者の選定方法

10により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

12 優先交渉権者の決定及び公表

(1) 優先交渉権者の決定

審査会による最優秀提案の者を優先交渉権者として決定する。決定結果は速やかに全ての提案者に文書で通知することとし、通知内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位者と当該通知を行う相手方のみ記載するものとする（電話等による問合せには応じない。）

(2) 優先交渉権者の公表

ウェブサイトにおいて、全ての提案者の順位及び得点を公表する。ただし、提案者名については、最高順位の提案者（優先交渉権者）のみ記載するものとする。

13 基本協定及び公有財産貸付契約の締結

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定を鳥取市及び鳥取県との3者協定として締結する。

なお、基本協定の締結により、優先交渉権者を本事業の事業者として決定する。

(2) 公有財産貸付契約の締結

基本協定に基づき、財産の貸付に関する権利義務を規定した公有財産貸付契約を締結する。本契約は、県と事業者（10年毎に更新）、市と事業者（5年毎に更新）のそれぞれ2者契約とする。

(3) その他

事業者（グループである場合は代表事業者又は構成事業者）が、基本協定締結日から引渡日までの

間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約が無効となることがある。

14 その他

(1) 企画提案等における提出書類の取扱い

①著作権

提出物の著作権は、全て提案者に帰属する。ただし、鳥取市又は鳥取県が、鳥取市情報公開条例（平成11年条例第1号）及び鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に基づき、応募内容を公開する場合、その他鳥取市及び鳥取県が必要と認める場合には、提出書類の全部又は一部を無償かつ許可なく使用できるものとする。

②特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則として提案者が負うこととする。

③損害賠償

提案書の作成、提出及びこれに関連する事項につき、故意又は過失のいかんを問わず、提案者が第三者に対して損害を生じさせた場合において、鳥取市及び鳥取県は一切の責任を負わない。

④その他

提案書類は返却しない。

(2) 募集要項等の目的外利用の禁止

募集要項及び関連資料は、本プロポーザルの提案書等関係書類作成のため以外に利用することを禁止する。

(3) その他

詳細は、令和4年2月22日付鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に関する公募型プロポーザル募集要項及びその添付書類による。